## 顧客受入方針

令和6年9月27日 青和信用組合

## 1. 基本的な方針

- (1)マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等(以下、「マネロン・テロ資金供与等」という。)から当組合の顧客を守るため、当組合の顧客受入に関する方針を定める。ここでいう顧客とは、当組合の商品・サービスの提供を受ける者のほか、その者の実質的支配者等の関係者を含めるものとします。
- (2) 当組合の営業地域に居住する生活者及び事業者等が健全な生活及び適切な事業を営むため、当組合が提供する金融商品・サービスを将来に向かって適切にご利用いただくことが確認できた場合にその相手先を顧客として受入れるものとします。
- (3) 前記(2) の趣旨に反し、当組合の商品・サービスをマネロン・テロ資金供与等の ために悪用することを企む者については、これを顧客受入の「謝絶対象」とし、謝絶 します。一方、当組合が定める「謝絶対象」に外形的に該当する場合であっても、一 律の謝絶や合理的な理由のない謝絶は行わず、総合的に判断するものとします。

## 2. 謝絶対象、高リスク先の認識

- (1) 「謝絶対象」は以下の通りとします。
  - 1)国• 地域
    - ア. 国際連合経済制裁対象国
    - イ、本邦外為法上の資産凍結国
    - ウ. 米国OFAC規制対象国
  - ②顧客の属性
    - ア. 資産凍結等経済制裁対象者
    - イ. 不正送金先口座名義人
    - ウ、凍結口座名義人
    - 工. 反社会的勢力
  - ③その他
    - ア. 顧客受入にあたり、当組合が求める情報提供が得られず、適切な顧客管理を実施できないと判断した者
    - イ. 事業活動の実体や合法性が強く疑われる者
    - ウ.なりすましの疑いや本人特定事項を偽っている疑いがある者
    - エ. 前記のア〜ウに類するものであって、顧客受入に関して合理的な理由が見いだ せない顧客

- (2)「高リスク先」は以下の通りとします。
  - ①国•地域
    - ア. FATF指定国(要注意国)
    - イ. 当組合が定める高リスク国
  - ②顧客の属性
    - ア. 外国PEPs (外国の政府等において重要な地位を占める者)
    - イ. 捜査関係事項の対象者
    - ウ. 当組合独自ブラックリストに掲載されている顧客
    - エ. 疑わしい取引として届け出した顧客
    - オ. 本人確認未済先の顧客
    - 力. 郵便不着先の顧客
    - キ. 在留期間が切れている在留外国人
  - ③その他
    - ア. 前記②に類するものであって、顧客受入に関して合理的な理由が見いだせない 顧客

## 3. 管理態勢

- (1) 統括管理部門は、当組合が定めるマネロン・テロ資金供与等関連規程等に基づき、 定期的に顧客受入に関する情報を分析するほか、実行性・有効性の検証を実施するも のとします。また、本方針の履行状況について、統括管理者を通じ、経営陣に報告す るものとします。
- (2)経営陣は、マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題と位置付け、定期的に顧客受入れ状況に関する報告を受け、ITシステムなども有効活用し、 適切な顧客管理を実施するなど、必要な態勢整備に取り組むものとします。

以上